

資料 3

ノーマライゼーション条例(仮称)ヒアリング実施要領(案)

ヒアリングの目的

～関係団体へ～

現状把握を中心としながら、差別解消、権利保障に向けた課題を明らかにする。

課題を自覚し、前向きに取り組んでいる事例などをヒアリングし、今後の方向性を明らかにする。

障害者差別の克服にむけて今後考える上で、現状の抱えている障壁、困難及び、悩み等を明らかにする。

- ・ 関係団体、市民の条例についての課題認識の共有を深める。
- ・ 条例制定後も恒常的に協議を行いながら、連携をとっていくための布石とする

～当事者へ～

当事者にもヒアリングをし、当事者における意見の広がりを確かめる。

ヒアリングにむけて

- ・ 関係団体に条例づくり、取り組みについて説明する。
- ・ 条例のデザイン、方向性を提示する(下記は仮)
 - 差別解消、権利保障のための具体的手段(権利擁護システム)
 - 暮らしの安心を保障する具体的権利
 - 暮らしのゆたかさをつくる具体的権利
- 上記 ～ を実現するための、市行政の責任、市民の責任、市民と行政が協働する責任を明示
- ・ 市民の皆様より集められた「障害者差別と思われる事例」を事前共有する。但し、一つ一つに事例に対する責任追及というかたちはとらない。

ヒアリング方法

- ・ 関係分野ごとに招請する。また、内容により対象先に訪問する。

条例の説明

ヒアリング目的の説明

ヒアリング

今後の連携の依頼

関係団体との関係構築も大事にし、責め立てるようなことはしない。まずは参考意見として、抱えている問題意識、課題認識、現状の困難等についてお伺いする。

ヒアリング時期(案)

第1回 4月13日(火) ...交通関係 第2回 4月15日(木) ...就労・生活関係

第3回 5月11日(火) ...福祉サービス関係 第4回 5月13日(木) ...医療関係

行政・教育関係については、全課所に照会し、改めて機会を設定します。

ヒアリング実施者

条例検討専門委員